

認定番号	01P-073-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	鉄建建設株式会社 東北支店
作業所名	岩切駅作業所
作業所所在地	宮城県仙台市宮城野区岩切字洞ノ口189-1他
工期(自)～(至)	平成28年 9月 9日 ～ 平成31年 2月 18日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	その他（ 駅舎・自由通路 ）
工事概要 (120字以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・東北本線岩切駅の橋上駅化と、それに伴う南北自由通路の新設 ・構造・規模：鉄骨造、地上2階

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
- ②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



事務所



会議室

事務所及び会議室には冷暖房のエアコンを設置し適正な温熱環境を維持。



- ・冬季間でのエアコンによる熱量の不足分は、ブルーターにて補足すると共に乾燥の防止の為、加湿器を設置。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



現場内に自動販売機を設置し必要に応じて水分摂取可能。



塩分チャージタブレットを事務所に常備し、
朝礼後等に必要に応じて摂取。



夏場の列車見張り員の立哨位置には
日除けの屋根を設置。

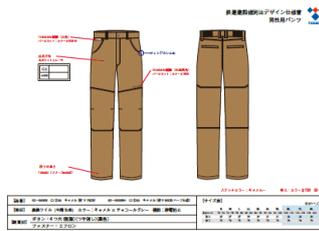
【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

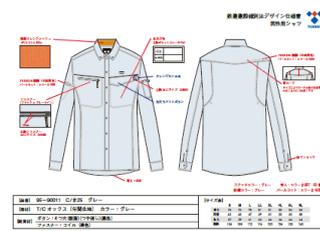
- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



「上着」



「ズボン」



「長袖シャツ」

- ・季節に応じ上着・ズボン、及び長袖シャツ、更に冬季は防寒着があり、
必要に応じて無償で貸与される規程となっている。

被服貸与規程

- (総則)
第1条 社員に対する被服の貸与は、この規程の定めるところによる。
(被服の統一)
第2条 社員は、勤務時間中貸与被服を着用しなければならない。
(種類・定数及び耐用年数)
第3条 貸与被服の種類・定数及び耐用年数は、次表のとおりとする。

	現場部門		管理部門	
	定数	耐用年数	定数	耐用年数
上下作業服	2着	2年		
春秋用長袖作業シャツ	2着	1年		
夏用半袖シャツ	2着	1年		
防寒着	1着	3年		
女性用 (総合職を除く)	ジャケット	1着	3年	1着
	ベスト	2着	3年	2着
	スカート	2着	3年	2着
	ブラウス	6着	3年	6着

- (交換)
第4条 貸与被服の交換は、通算して第3条に定める耐用年数を経過後使用に耐えなくなったとき行うものとする。
2. 損耗が特に甚だしいため前項により難い場合は、所屬長に申請して承認を受けた場合に限り交換するものとする。

社内被服貸与規程

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



WBGT 熱中症予防情報を表示し注意喚起。

■ 施策(二)



定期的に現場周囲の清掃活動を実施。

■ 施策(三)



列車近接警報装置の設置により、列車の近接を作業員に知らせることで事故を防止。

【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



工事ヤード内に鉄板を敷くことにより、
粉塵の発生を防止。

■施策(二)



夜間作業に備え、照明設備の設置。

■施策(三)



夜間の補助照明としてLED照明を設置。

【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場へのWEBカメラ設置による監視。

■施策(二)



タブレットの携帯により現場での図面閲覧実施。
社内会議へのペーパーレスでの出席実施。

■施策(三)



台車を常備することで、重量物運搬の負担を軽減。

【審査項目⑦】 《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



鉄道工事という特殊性から、レーザーバリアを設置し
触車・感電事故防止に努めている。

■施策(二)



鉄道工事という特殊性から、線路閉鎖・き電停止の着手状況が
解る様に見える化する事で事故防止に努めている。

■施策(三)



万一の鉄道事故に備え、全作業員で列車防護訓練を
毎月実施。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



事務所男子用トイレ



事務所女子用トイレ(兼女性作業員用)



現場には水洗式トイレを設置。

【審査項目⑨】 <<健康・衛生保持のための施設、設備>>

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



事務所部休憩所(冷暖房・冷蔵庫・電子レンジ完備)



現場内休憩所(暖房設備)



現場内休憩所に電気ポットを設置し、必要に応じて
お湯が利用可能。

【審査項目⑩】 <<健康・衛生保持のための施設、設備>>

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

- ① 設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



個室の喫煙所の設置し完全分煙化を実施。



夏季には扇風機を設置。



冬季には採暖用のファンヒーターを設置

【審査項目⑪】 <<健康・衛生保持のための施設、設備>>

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



現場手洗い所に手洗い用洗剤、
消毒用ハンドミストを常備。

【審査項目⑫】 <<健康・衛生保持のための施設、設備>>

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



不特定多数の来所がある会議室入口には、
消毒用ハンドミストを設置。

■施策(二)



事務所1階にAEDを設置。

■施策(三)



事務所流し台部分には、ペーパータオルを設置。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



事務所1階の手洗い所には湯沸かし器を設置し、手洗い用洗剤・消毒用ハンドミストを常備。

■施策(二)



事務所内に冷蔵庫・電子レンジを常備。

■施策(三)



事務所外部に自動販売機を設置。

【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



事務所内に鍵付き女子用更衣室を設置。

■施策(五)



職員用鍵付きロッカーを設置。

■施策(六)

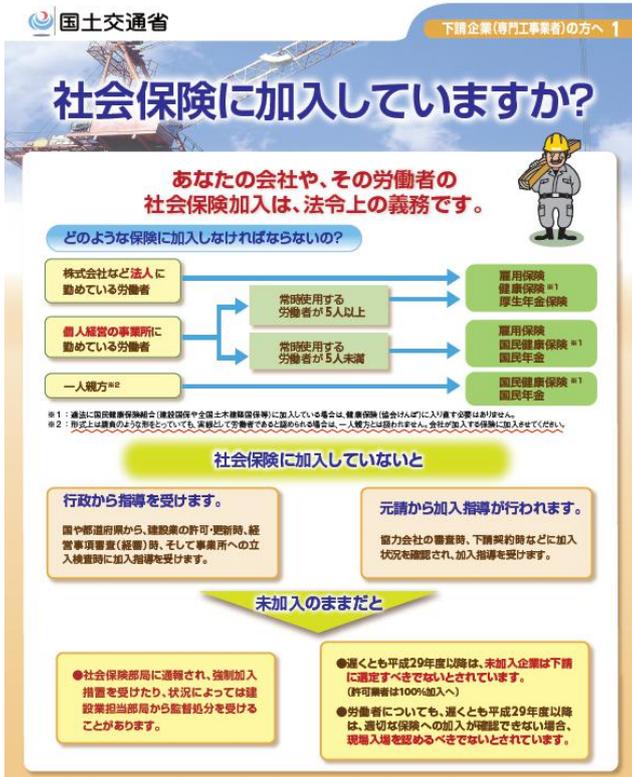


事務所内に常時使用可能な冷温水器を設置。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
 について、ご記載ください



- ・新規取引開始時、申請時に社会保険等の加入状況を記載した申請書を提出させ、その内容を確認する事となっている。
- ・契約の際には、社会保険等の加入状況報告書を添付した契約書を提出させることで適正な法定福利費を含んでいるかを確認している。
- ・これらについては、社内で協力業者へ通知すると共に、現場にて安全衛生協議会等で再度、確認・指導を行う事で周知している。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)

③加入周知の方法、
について、ご記載ください



現場事務所入口に建退共制度適用標識シールを掲示。



ポスターの掲示による加入周知の実施。

建設業退職金共済制度の手引き

国が作った建設労働者のための退職金制度



建設業の退職金は国の制度が安心
建退共
<http://www.kentaiikyoo.taisyokukin.go.jp/>

建退共

安全協議会等時、制度の手引き使用した加入周知の実施。

【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

- ・全社的に「働き方改革」に取り組んでいる。
- ・時間外労働の1ヶ月の上限を、80時間として36協定を提出しているが、社内の指導である、3ヶ月平均で60時間/月、に向けて取り組んでおり、社内から指導がある管理者を含めて、ほぼ達成出来ている状況。
- ・時間外労働を事前申請し、承認を得て残業することで、1ヶ月分の時間外労働の時間が見える様になる事で、時間外労働の削減に繋げている。
- ・社内において労働時間管理システムが導入されることにより、全社的に管理されており、現状では、3ヶ月平均で60時間/月が達成されている状況にある。

【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》
 4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)
 ※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください
 ・着工日が平成28年12月1日以前の場合
 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績
 ・着工日が平成28年12月1日より後の場合
 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜 日+日曜日 の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所 日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6	4	4(日)、10(土)、11(日)、28(日)
平成29年 1月	7	5	4(水)、5(木)、8(日)、22(日)、29(日)
2月	6	5	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	4(土)、5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
4月	7	7	2(日)、8(土)、9(日)、15(土)、16(日)、 22(土)、23(日)
5月	6	5	13(土)、14(日)、20(土)、21(日)、28(日)
6月	6	5	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	7	2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、22(土)、 23(日)、30(日)
8月	6	6	6(日)、12(土)、13(日)、19(土)、 20(日)、27(日)
9月	6	5	3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、24(日)
10月	7	4	14(土)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、30(木)
12月	7	6	3(日)、17(日)、24(日)、28(木)、29(金、) 31(日)
平成30年 1月	6	6	6(土)、7(日)、13(土)、14(日)、21(日)、 28(日)

【審査項目⑱】 <<長時間労働の是正>>

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

・社内的に年間休日取得目標日数を設定され、取得に向けて全職員の休日取得状況を管理し、振り休・有給休暇等の取得を推進しており、現状では目標が達成出来そうな状況にある。

■施策(二)

・1か月分の勤務予定を組むことで、予め休日の取得予定を定め、休日出勤がある場合は、振り休の取得を出来る様に調整することで、時間外労働の削減と休日の取得に取り組んでいる。

■施策(三)

・社内において年末年始やゴールデンウィーク等の長期休暇の際には、平日に有給休暇取得奨励日が推進されていると共に、現場移動時の休暇を取得する事が指導されている。

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

- ・本社での各年代に応じた研修や、昇級社員研修等の各種の研修予定がが組まれており、該当者は社内の研修施設にて研修を受講する制度となっている。
- ・支店内においても、各階層別の研修の実施や建築職員の勉強会、支店全職員による技術交流会を実施している。
- ・新入社員及び若手職員にはトレーナーとしての職員が指定され、日々の業務等について学ぶシステムとなっている。
- ・鉄道工事への従事者は、1回/年の講習を受講すると共に、列車防護訓練を受けるシステムとなっている。

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

・月に1回程度、職長会の幹部が集まり意見交換を行い親睦を深めると共に、安全パトロールを実施し、指摘があった項目について検討・是正をしている。

■施策(二)



メンタルヘルス対策で、ストレスチェックを行う様、社内通知があり、各自で実施しそのフィードバックを確認している。

■施策(三)

・安全衛生協議会時に各社で自主パトロールを行い、より良い作業環境となる様に現場に対しての要望・意見等を出してもらい、改善に努めている。

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



仮囲いをデザインすることで、工事に対するイメージアップを図っている。

■施策(二)



仮囲いの各所に工事のお知らせ、及び出入口に標識類を設置することで、
通行者へ注意喚起や工事におけるお知らせを行っている。

■施策(三)



現場の仮囲いには自動点滅の照明を設置し、夜間の通行者の明るさを確保している。

以上

日建連 第1回快適職場認定

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	2
⑤	最大3	2
⑥	最大3	3
⑦	最大3	2
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

11

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	2
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	0
⑱	最大3	3
⑲	1	0
⑳	最大3	2
㉑	最大3	3

合計 Y:

21

総合計:

32

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・④(二):「作業空間の確保」に該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・⑤(二)(三):同様の施策として1ポイントのみの加点としました。
- ・⑦(三):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
→項目⑳として加点しております。
- ・⑫(三):「健康・衛生保持のための施設、設備」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・⑰:閉所日の合計が基準に達していないため、加点なしとしました。
- ・⑲:施策の内容がわかる写真の添付がなかったため、加点不可としました。
- ・⑳(一)(三):施策の内容がわかる写真の添付がなかったため、加点不可としました。